

と だ し しゅわげんごじょうれい きてい しさく すいしんほうしん
戸田市手話言語条例に規定する施策の推進方針

と だ し しゅわ げんご にんしき もと しゃおよ しゅわ たい りかい そくしん はか
戸田市は、手話が言語であることの認識に基づき、ろう者及び手話に対する理解の促進を図る

しゅわ つか かんきょう こうちく すべ しみん きょうせい ちいきしゃかい
とともに、手話を使いやすい環境を構築することで、全ての市民が共生することのできる地域社会

じつげん と だ し しゅわげんごじょうれい れいわ ねんじょうれいだい ごう い か じょうれい だい
を実現するために、戸田市手話言語条例（令和2年条例第13号。以下「条例」という。）第5

じょう もと しゅわ かん しさく すいしん かん ひつよう ほうしん い か すいしんほうしん つぎ
条に基づき、手話に関する施策の推進に関する必要な方針（以下「推進方針」という。）を次

さだ
のとおり定める。

しゅわ まな きかい かくほ じょうれいだい じょうだい こうだい ごう
1 手話を学ぶ機会の確保（条例第5条第1項第1号）

しゅわこうしゅうかい かいさい
(1) 手話講習会の開催

けんしゅうかい だまえこうざ こうえんかい じっし
(2) 研修会・出前講座・講演会の実施

とう しゅわ せっち けんとう じっし
(3) イベント等での手話コーナー設置の検討・実施

しゅわ もち じょうほうはっしんおよ しゅわ つか かんきょう じょうれいだい じょうだい こうだい ごう
2 手話を用いた情報発信及び手話を使いやすい環境づくり（条例第5条第1項第2号）

しゅわつうやくしゃ せっち はいち
(1) 手話通訳者の設置・配置

こうほう とう しゅわ ふきゅうそくしん
(2) 広報、チラシ、パンフレット等による手話の普及促進

とう かつよう しゅわどうがとう けいさい
(3) ホームページ、SNS等を活用した手話動画等の掲載

かつよう しゅわ つか かんきょう けんとう
(4) ICT活用による手話を使いやすい環境づくりの検討

かんけいだんたい じょうほうこうかん せんしんじれい けんきゅう
(5) 関係団体との情報交換・先進事例の研究

3 手話等を用いた情報の取得及び共有の機会の拡充（条例第5条第1項第3号）

(1) 手話通訳者派遣事業の拡大・充実

(2) 医療機関等日常生活上における手話や聴覚障害者への理解促進

(3) 手話以外の意思疎通手段活用の検討

4 手話を取得し、手話を必要とする人を支援する人材の養成（条例第5条第1項第4号）

(1) 手話通訳者の養成講座の開催

(2) スキルアップのための手話研修会への参加機会の確保

(3) 手話通訳派遣事務所の体制拡充

5 学校教育における手話に触れる機会の提供（条例第5条第1項第5号）

(1) 手話啓発教材の提供

(2) 手話や聴覚障害者への理解促進

6 災害時における情報の提供及び意思疎通の支援（条例第5条第1項第6号）

(1) 防災に係る聴覚障害者に対する理解促進

(2) 災害情報提供体制の整備

7 推進方針の検証と見直し

推進方針に定めた施策について、当事者団体や関係機関等との連携を図りつつ、施策の取組み

状況の検証を行い、必要に応じて内容を見直すことができるものとする。施策の内容によって

は、中長期的な研究及び検討を要する場合がある。